

右丁卯正月廿三日於小郡驛廣澤兵助小田村素太郎小倉藩保高直衛生駒主
稅三浦治右衛門松室彌次兵衛の談判覺書控

七 奉使小倉行日記

慶應三年二月

(表紙)
丁卯二月十日鴻城發程

小倉藩奉使日記

丁卯正月小倉藩講和相調右爲御挨拶彼藩を使節小郡驛迄被差越御國よ
りも使節被差遣候御事に相成り素太郎并に井上兵部に使命被仰含二月
十日山口出足御進物をも被差贈候御事に付仕向之儀小郡御代官北川清
助に相頼同處を船中に罷越候同日夜中乗船

一十一日 十二日丸尾岬留船

一十三日未明丸尾出帆晝八ツ時馬關新地著前原彦太郎相對添田表に掛合

之儀頼置

一十四日谷潛藏許に罷越

御内命申達御膳下た相渡

一十五日 十六日馬關留泊風便を見合す

一十七日西風烈敷長府沖迄出船之處風合惡敷俄に馬關引返し龜山下に留
船大草終吉筑藩より引取宰府表より土方楠左衛門書狀を被相頼候由に
亦受取置く

一十八日西ノ橋留泊大草終吉一同長府滿珠艦見物罷越三吉内匠相對同人
儀滿珠丸乗組平戸表罷越昨日馬關歸港

一十九日風合に亦南部留船

一廿日早天出船薄暮豊前杳尾港に著爲迎筭島在番之由早川榮之助先手役
秋元奥左衛門組中引連大橋町迄警衛大橋町柏屋勘八郎宅に一泊即刻仲
津郡々奉行和田卓藏爲見廻宿元罷越

一廿一日晴天朝飯後春雪大橋町を出足七曲峠を越香春に晝支度折柄
三浦治右衛門廣瀬徳太郎出浮居爲見廻罷越田川郡々奉行細井彦左衛門
爲見廻同斷今晚添田可罷越之處大雪に付香春驛直様留泊
一廿二日香春出足添田町之内伊原客館に著三浦廣瀬松室彌次右衛門爲見
廻罷越同所より添田本陣迄二十町客館爲用達茶道七條徳運被附置候
一廿三日今晝時添田本陣御引請有之由に付爲案内三浦廣瀬兩人伊原客館
迄罷越素太郎兵部の御召馬被相貸近江守様御陣屋にも罷越御相對有之
江州侯不快中之由に候得共病牀に御相對丁寧之御挨拶申聞御用人久
保田六左衛門高野來藏立合右相濟添田本陣に引取り小笠原御家老小笠
原内匠御用人生駒主税出會貳汁五菜御料理被差出引續取肴三種吸物貳
通に酒被差出生駒三浦廣瀬相伴後段松室彌次兵衛出席客館引取不申
内江州侯爲御挨拶使者井上富太郎と申者被差越
一廿四日伊原出立途中警衛御馳走として物頭一組最前之通被差添候由之

處達相斷候得は同道案内旁松室廣瀬兩人沓尾迄附添來候今日由須原
村晝支度大橋町著著宿夜中郡奉行和田卓藏并に附添兩人一同罷越馳走
有之

- 一廿五日沓尾に乘船波戸場迄兩人爲見送罷越箕島に滞泊
 - 一廿六日雨天に付箕島留船
 - 一廿七日箕島出船丸尾崎著船
 - 一廿八日津市揚陸午時山口罷歸
- 拜謁復命終る

御口上手控

彌以御堅固珍重存候先般は御懇親御取結相濟御同様致太慶候就るは御
挨拶として御使者を以被仰越御念入之儀忝存候
従是も右御挨拶使者を以申進候隨る目錄之通致進入之候

江州侯の御口上

彌御堅固珍重存候先般は御懇親御取結相濟御同様致太慶候右御挨拶使者を以申進候隨る目錄之通致進入之候

一酒十挺 鯉節三百本

江州侯の

一酒三挺 鯉節百本

右御目錄之辻

別段御口上覺

先般御家來御差向御懇親御取結相濟御同様致太慶候就るは御家老方御差向可被成之處當節御人少彼是御遅延に相成候に付不取敢爲御挨拶御使者を以被仰越御念入之儀忝存候從是も右御挨拶被申入候

別段

御家來御差向之節は危略之及御取扱候處右御挨拶をも被仰越御念入之儀に存候

聞書

- 一 島村靜馬復職當節肥後表に罷越居小宮民部儀は退役に於行司近邊に引込候由保高直衛は講和濟之儀爲注進御國を引取早速上京と云
- 一 倉藩政府大池龍馬岡出衛主税上條八兵衛清水勘ヶ由茂呂三郎平青日又兵衛
- 一 倉藩六郡企救田川皇都仲津築城上毛江州侯御領分は上毛之内壹萬石に於平日政事向は宗藩より世話被致候由

八 小倉藩使者應接書

慶應三年四月

愈御堅勝珍重御事御座候先般御懇親取結之御相談相整大慶存候仍早速

以使者御挨拶可申進之處最前却る預御使者忝次第存候乍延引何歟之御挨拶御答禮旁目錄之通以使者得貴意候

鮮鯛 一折 代金千疋

椎茸 一箱

右小笠原近江守様御口上高野來藏桑野貢を以被仰越候分

丁卯四月十六日於小郡御茶屋素太郎承之

愈御堅固珍重存候先般御懇親御取結に付以使者申進候處爲御挨拶御使者被差越且御目錄之通被懸御意御念入之儀忝存候右爲御答禮以使者目錄之通致進入之候

一鯛 一折 代金千疋

一蠟燭 五百斤

右小笠原左京大夫様御使者二木頼母佐脇四郎三浦治右衛門を以被

仰越候分

丁卯四月十六日於小郡御茶屋素太郎承之

先般御懇親取結相濟候に付使者差立候處右爲御答禮遠路御使者を以御目錄之通被懸御意に御念入候儀忝存候山口表におゐて御引請可致之處當節取込之砌難及其儀に此段をも致御挨拶候

右小笠原左京大夫様御答

丁卯四月十六日於小郡御茶屋益田石見を以被 仰出候控

先般御懇親之儀相整致御同慶使者差立候處此度右御答禮旁御目錄之通被懸御意御念入之儀忝存候山口表にも御引請可致筈に候得共取込之砌無其儀候此段をも及御挨拶に候

右小笠原近江守様御答御口上

丁卯四月十六日於小郡御茶屋に益田石見を以御答被 仰出候控

九 小倉藩使者應接書

明治元年閏四月

小笠原豊千代丸様

御家老

島 邨志津摩

外向應接役

松室彌次兵衛

右御使者勤には無之候得共於京坂に追々御屋敷罷越

若殿様御本陣にも出伺 拜謁をも可被 仰付儀に御評決相調候處御多

端之央右御隙無之志津摩儀も急用向に於國元引取歸り懸ヶ山口立寄度

儀柏邨數馬迄相願候に付柏邨より之添書も來り山口御延見之筈に相成

閏四月十七日於客館に

宰相様御逢被成貳汁五菜御料理御目錄志津摩の銀子五枚彌次兵衛の貳
 枚尙志津摩の御内々を以羅紗壹衣御國鐔壹枚彌次兵衛の木綿縮貳反被
 下之翌十八日三田尻迄引取候事

一 蠟燭 壹箱

右爲内獻差出候事

演說事件

一 昨春御懇親御取結後追々御手厚被仰付候段御挨拶申上候事

一 豊千代丸幼弱に付御心添御依頼尙領政向御相談申出候儀も可有之其節

は宜敷御願仕候事

一 自今上國往來飛脚御國內陸路罷通候様御頼仕度趣次第御双方印鑑を以

往來相成候様に亦も相願度云々

右於客館に林良輔楫取素彦承之

戊辰閏四月十五日三田尻へ報知十六日山口へ入十七日御料理

鹿兒島・大洲・新谷・鳥取四藩使者一件書

慶應二年十二月

一御國鏝四枚

一白羽二重五疋

一上小半紙三拾束

一串海鼠一箱

松平修理大夫様

大隅守様

右此度御使者被差越候に付時候御見廻且今般御彼方様へ時候御見廻として御目錄之通御使者を以被進候御答禮を御含旁として前書之通被進之
但本文御彼方様へ御仕向に準
若殿様御催合にして被進之

本書御鑄之儀は御彼方様御好に従ひ大小揃貳通り彫調被仰付被進之候事

伊豫大洲藩

番頭政府懸 吉田新兵衛

物頭政事方見習 長尾半藏

馬廻附屬 山本加兵衛

同 一柳俊藏

武田龜五郎

同新谷藩

用人 寺井莊九郎

近習 笹田才次郎

右本末一同寅十一月十九日山口著御内使者に付下ノ關カ三田尻迄案内を付被差越候事

大洲御口上手控

向寒之節御座候得共益御安泰被成御座珍重被奉存候多年爲

皇國精々御竭誠世運御挽回之際に被爲到候儀兼被奉仰感候然處爾來形勢齟齬被違御素懷に次第不少實以御焦慮之御儀被奉存候畢竟世態紛亂之秋に押移候得は猶又微力之小藩偏に御依頼申上度被奉存候右御見廻旁以使者被申上候に付乍粗末目錄之通被致進覽之候

一硝石 貳箱

右遠江守様カ

新谷カ御口上手控

寒氣之節御座候得共益御安泰被成御座珍重御儀被奉存候積年爲

皇國御盡力世態恢復之期にも被爲到候御儀被奉欽仰候所不圖も時勢紛擾

罷成御配慮之程被奉恭想候御熟知微邑には御座候得共聊有志而力乏敷依然消光慚愧不少御憐察只管被奉冀候從宗藩委曲可申上候於弊藩にも宜被奉願候被奉伺尊況度以使者被申上候に付乍些少目錄之通被致進呈之候

一硝石 壹箱
 一合藥小銃の分 一箱
 右山城守様

因州藩

河田有無之介
 佐善修藏
 山口謙之進
 伊吹市太郎
 中井範五郎

右寅十二月十三日於山口客館に

殿様は 拜謁被 仰付御歸殿後肴三種吸物壹通に御酒被下候事

此度之儀は式立候事柄に無之故御目錄は不被下候尤御臺所には記録所より及授候

付いつれ家老之者罷出御取結ひ可仕候得共下た地之處私共の御様子御内々被仰聞候は、早速歸藩主人并重役之者の申聞け改而表通り重職之者を以御取結ひ決著可仕候尙私共政府局中に在樞機に携り候ものに御座候間其段をも御承知被成置可被下候

我

弊藩當今之姿に立到り候事一朝夕之故に無之終に諸口戦争と迄相成候處就中小倉藩之儀は隣藩とは乍申從來士民殊更憤恨之趣も有之於彼地數戰に及び互に死傷等も有之候所尊藩におゐては是迄毫厘之恨も無之且御隣藩之上御雙方島嶼之人民に到り候ては日夜相出入し互に骨肉の縁をも相結ひ居候程之處先般却而諸藩に先ち大島郡の御討入被成剩へ不辜之民を殺し殊に家宅等を放火し土民塗炭之苦不少形實以如何之御次第とも不相分國中舉る憤怨切齒罷在昔日之小倉よりは却る今日之尊藩を怨望仕候就るは是迄國中士民の急速尊藩へ推參致し如何之御次第柄屹度御尋ね仕り

一紗御恨を奉報度段度々申出候得共主人父子始め重役之者幾重にも鎮靜を加へ罷居候事に有之候且士民申立候次第不條理に涉り候儀は何處までも取押の可致既に倉敷暴動之事に付るも大半は不知々々相誘れ且彼等情實に付るは心志切迫より差起り候趣も有之とは乍申犯禁之罪難遁終に老幼に不關五十餘人嚴罰をも申付候事に候得共至當之條々申立候を却る不條理に取押へ候譯には不相成主人初め重職之者苦心之程御察可被下候然處今般御取結いたし候儀

皇國之御爲幾久敷御懇親致候事に付右國中人心疑惑怨望氷解之爲尊藩より御一書御認め被下候は、其筋を以國中一紗の告諭致し飽迄可致鎮靜候

彼

左様に候は、一書を認め家老中連印に共致し差出候可然候や

我

左様にて御座候猶御比例申候には無之候得共小倉におゐても近江守様よ

りも御判書被差越候事に御座候小倉地出先之者人質論有之候所御父子様思召を以寛大御取扱杯之事相話す

彼 乍去以來御懇親御同意と書面し候も萬一も後來尊藩におゐて御失體有之候も難測且天下舉る尊藩を不良と申様之事に候節は尙も御同意は難仕居に付右書面相見し候儀於武士道如何に可有之や

我 後來失體有之候節は其段御互に忠告致し不相改候は、即ち其節絶交致し候事勿論に御座候且又諸藩舉る不良と申との御事に候得は義理之順逆は打置人之衆寡に與し候事に即ち昨年御討入も至當と被仰候譯に可有之歟右様之譯に即ち所詮人心鎮撫は甚た致し苦敷事に可有之候

彼 全く左様に即ち無之偏に後來幾久布御懇親相願度存念より過慮申上候事に御座候

我

遠路御寡人數之御出殊更に推付け間布申上候譯毛頭無之猶御詞質杯取候心底更に無之候得共服臆有之候は御懇親は出來不申尊藩之儀何歟と申上候付るは弊藩之儀も御遠慮なく御不審之廉々被仰聞度候癸丑來より今日之始未開鎖之原由皇妹御東下の次第終に幕方手始め戦争に立到候事委細辨説し士民不得止之實情を陳述す

彼

委細之御様子初る承り候廉々不少歸國之上主人其外に能き土産に御座候猶今日御談判書面一事に付るは明日林君を煩し内々御相談之上又々可申上候

應接相濟酒飯如例

翌八日兩使より林半七に内談いたし度由申越候付彼の旅宿に罷越候處彼方々申述候如左

一昨日應接中武士道一事倉卒之申上に付るは御引請如何敷も可有御座右

御斷申上候

一家老中連印之書面別番之通り相認め候るは如何可有之や文意旁何卒無御遠慮御氣付被仰聞度候

別番

先般大島郡に討入候始末疎暴并失律之事件不堪悔悟恥入申候出張先き隊長并懸り之者共夫々責罰申付置候將來右様不條理之暴動決る爲致間布候假令

天幕之命と有之候共其源篤と相正し不條理之儀には出兵致し間敷候

右半七受取一應罷歸り何分之御答可申上候段申述歸寓打合せ候所出兵杯之儀不面白に付右番面之外左之通小切に相認め又々半七持参いたし候

小切

其源篤と相正し

皇國之御爲不條理之儀には必隨從致間布候然る上は已來御懇親被

成下度致御頼候

兩使右小切番面一見之上成程ケ様無之候るは不相濟早速歸國評定之上表通り家老之者を以右一書持参爲致可申由相述候事

其節兩使相頼候は昨日御談判中癸丑已來之御始末今一應拜聽致度且勅諭月日等一通り書取度候間可然取計吳候様半七に相述候事

右一件一先片付候事に付木戸并靖之介使節宿旅に挨拶且書而下書之分請取置度旁罷越候所此方之氣付候小切之通り彼方之書改め相渡し猶來る廿日前後迄に家老之者可差出段申述候付然らば此意味を以國中兵士之頭立候者丈けの内々諭示致し鎮靜罷在候様可申聞段相約し候事

彼之相願候癸丑來之始末又々一通り相咄し引取り兩使は即夜乘船歸帆候事

丁卯二月廿七日宮市脇本陣市川進之助宅におゐて松山使節の木戸準一郎野村靖之介應接要旨如左
松山政府之由に藤野立馬

三人之者罷越申述候は

此度家老津田十郎兵衛并私共罷出候儀は御兩藩之間已來御懇親御取結致度段主人より被申付罷出候事に御座候然處先般罷出御内々御相談仕候家老連印書面之儀に付其節歸國之上主人始め重職之者に申聞候處右書面之表天幕の對し如何之趣も有之其儘には相調苦敷段評定仕候且又下々に取扱候誤り一札様之事は臣子之分を以相認させ難き情實も有之其邊にも取計ひ苦布或は唯々家老中より手紙之譯になり共いたし可差出と申儀にも相成候得共重大之事件左様之兪略にも不相成就は此度國老之者態と尊藩の罷出右口上を以御詫申上度候間此邊御聞濟被下候何卒御懇親御取結被成下度候

我

左様に候は、先般御内談被仰聞候御旨意と今般之儀は御主意柄相違之事に有之候や

彼

左様に御座候今般罷出候家老口上は云々之主意にて先般之意とは少々相違も有之候右主意柄國元におゐて衆議之事に付書付にいたし候も口上に致し候も同様之主意に御座候

我

先達御出之節御内談被下候御書面之儀に付其節御約束致置候通早速兵士頭立候もの示諭いたし候末又候右御主意相違に云々之譯に相成候は疑惑怨望罷在候人心別る鎮靜之御請合は申上兼候様に相考候付は私共一分別に此儘御懇親御取結は甚た致苦布何共御答は不得仕候
彼

兎も角も家老之者の御逢被下直々御聞取被成下候様存候

我

御逢候共右之御主意に付るは何共御答は不得仕候

彼

御逢被下候は、家老方直々申上振りも可有之折角御地迄罷出候事に付一應御逢被下候様致御頼候

我

左様ならば御逢可仕候

右に付三人一應旅宿の引取後刻津田同道罷越相對

津田

今般罷出候儀は云々之譯にると一應申述口上手控差出候左之通

先般大島郡の討入候節疎暴之舉動有之軍律不行届候段疎念之至候就るは于事之者共夫々責罰申付候將來右様之暴動不爲致候心得に御座候是

等情實御悉知被下御國情御鎮靜預度御頼申候

松平隱岐守内

津田十郎兵衛

我

先刻藤野様方の申上候通り國中人心怨望之次第尙過日之御書面を以致示諭置候趣旁今般之御主意振りにては人心鎮撫方無心元次第に御座候無心元を其儘に差置御懇親相結候る自然此後人心不折合之場に立到り候様には尊藩は不及申天下を欺き國中人民を欺く譯に可有之私共何も御答は不得申上候就るは御口上控は御引請仕兼候間此儘差返申候

津田

如何にも不都合之申上には候得共一應山口表の御伺被下間布候や

我

左様に候は、早速相伺可申依る口上手控之寫しを請取

右に付一同引取此夜彼方へ申越候儀有之に付靖之介彼旅宿に罷越候所
彼

今日御談判中申上落し候今日御願いたし候通り一應山口に御伺に相成候
節山口御評議之末今般之主意には御懇親御調被成かたくに付其儘御手
切れと直様相成候様には恐入候事に御座候間右等之御様子に被爲在候
は、何卒御内々私共は被仰聞候様致御頼候左候は、直様歸國主人始め再
度之評議を加へ已前之書面歟或は愈此儘を外致方無之事歟何分之趣最一
應決定仕り度候右に付は今日之御談判も御内相談と思召可被下候
靖

何分之御様子山口表重役之者可申聞候

右に付直様靖之介歸山 御伺相濟宮市に引返し申候

同晦日同處におゐて津田其外に相對如左

我

過日被仰聞候委細之御様子山口表重役之者共に申聞候處孰れも見込候儀
は右御國論に有之候は國中舉る怨望罷在候人心已來とも屹度鎮靜いた
し候様御請合も難仕事に付左様御承知可被下候猶御口上書御主意に付
は邊境防禦方等念入候様申付候覺語に罷在候

津田

右様相成候は實以不相濟事に付何卒今十日乃至十五日之間御猶豫被
下御國中御鎮撫被成置候は、急速歸國再評之上何分之次第可申上候間此
段御聞濟御頼いたし候

我

左様ならば十日乃至十五日之間何分之御物音可被下候

右談判相濟酒飯如例即夜津田已下乗船歸帆候事

丁卯三月廿日於三田尻五十君 宅松山吉岡四郎左衛門佃高藏遠山九郎

の應接控

應接出役

小田村素太郎

野村靖之介

彼

先日津田十郎兵衛儀御藩へ罷出候節被仰聞候趣歸藩之上篤斗評議仕候處
書取差出候儀隱岐守の對君臣之分不可忍事に付持參不仕餘り律義過候様
に御座候得共今一應及御挨拶に候様隱岐守被申付此度罷出候儀に御座候

我

御口上之趣積り之處津田殿御越之節と同様に御座候哉

彼

左様に御座候重る御挨拶申演御聞濟相成候様可取計旨被申付候

我

弊領國情之次第過日木戸準一郎共々津田殿御一達迄及演説に候儀定る御
承知にも可相成候何分屋代島邊之者共去夏之御所行には餘程腹立致居候
役方之者頻に説得迄を加鎮撫無疎様致居候得共追々脱走者も有之孰れ尊
藩を直指候様に被相察候ケ様切迫之國情故一通りに而は取押も六ヶ敷説
得之種々相成候品共御座候は、役方に於て鎮撫手數も減可申由申述候處
御書取可被差越との御事に而已に下書御相談に預り候分も有之士民頭立
候者は内々承知仕候者も有之由然る處今日に到り右様被仰下候而は士民
をも欺候譯に相成尙更憤怨を増候筋に而一入痛心此事に御座候兎角今般
之御談判は相調申間敷候

彼

切迫之御國情御取押方於ては精々御盡力も可被爲在候得共其末如何様之
事に可立到哉無御心元儀御尤に候得共何分弊藩に而も再應評議之上罷出
候事に付此餘致方も無之已に於京師には御解兵之御沙汰も被仰出候處の

又々騒動敷有之儀誠に恐入候御事に付一應御届申出置候得は何とか御差
圖も有之右御差圖之次第御通達は可仕に付夫迄之處御國情御取押は相成
間敷哉

我

切迫之徒共何事も役方差圖に随ひ進退仕候事に候得は取押方御請合も
可仕候得共銘々切迫之極々役方之者目を忍ひ脱走等に到候勢故幾重も
取押方御請合は不得仕候且役方之者より貴藩の進入之駈引仕候事に候
得は貴藩に

天幕御差圖有之迄取押方も可仕候得共弊領には貴藩の

天幕の御差圖有無に不相拘兼る鎮撫は仕置候得共貴藩より之御談判

今日之様被仰述候は屹度鎮撫可仕段御請合出來不申候

彼

書取之儀は

天幕の奉對候も難差出候間其而已重る罷出御挨拶申述候様被申付候
然處御國情之次第御聞濟難相成儀に候得は最早致方も無之此外申述候
もも言語に枝葉を生候迄に別にも考も無御座候

我

重る御越にも相成且御領主様之御使命各共當座切に御否なみ申に
は無之只々各共見込候處此度之御口上振には御懇親相調申間敷哉と
存候尤何の道山口表に申遣可及御相答に候云々談判終り
茶菓子等如例申付候

同三月廿一日朝野村靖之助山口罷歸松山藩口上之趣を以御相答之儀相

伺廿二日三田尻來著左之主意を及演說に由

書面は相渡不申

廿三日午後本陣五十君享四郎宅に素太郎靖之助兩人出會演說要旨控
御口上之趣山口表重役迄申聞せ候處重る御使者被差越候御事共御念入

之儀と存候素々憤怨之國情主人始め飽迄鎮撫は相加へ可申候得共尊藩御國論之次第に於ては此後脱走者等有之邊取押方屹度御請合は難相成就あは追々御使者を以被仰述候趣共主人を始一圓承諾不仕候譯には無之候得共切迫之國情如何様之事に可立到哉は難計に付幾重にも鎮撫方御請合難相成段御合被置度存候以上

我

右申演之通寡君父子謹慎中には被居別あ倉卒に事變差起り候あは不相濟儀と猶更鎮撫油斷は不被仕候得共何分切迫之國情あ歎已に於南都に櫛部坂太郎と申者も致脱走候由に相聞右等爲取押貴藩接近之海岸あは船留も申付候是邊にあも役方之苦心御察可被下候

彼

御國情之程委細承知仕候斯迄御役方におゐて御鎮撫御手敷を被爲盡候あ其上にも御念を被爲遣候御事共御手厚き儀歸國之上早々隱岐守あ可

申聞候御脱走櫛部と申人年輩旁承り置度候

變名仕居候も難計邊及挨拶に置

彼

御國情之次第御鎮撫は御役方様御手式にも難被爲任儀共委細承知仕候甚御すかりケ間敷御頼には御座候得共國方天幕之御沙汰を待居候日數中責あは御兩人様限りにあ御鎮撫方御任んし被下間敷哉

我

役方之者さへ手式に難爲任儀共各式兩人之處にあ鎮撫方御請持は萬々無覺束候

彼

御船留と御座候あは兼あ國方より賣人漁獵稼仕候者往來も打絶即今下方之困窮に立到り不便之事に付此邊御勘辨振共は無御座候哉

我

船留と申候も商人漁獵等之船迄差留候儀には無之只々脱走者兵士體
 之者と見受候得は出船堅差留候様申付候由に御座候云々談判終り
 酒飯如例差出させ候
 一御目錄上分三人の白銀三枚宛
 付添兩人の金五百疋宛
 島方役人の貳百疋被下候事
 右談判相濟廿三日夜中乗船致出帆候事

熊本小倉兩藩士應接書

慶應三年六月

(表紙)
肥後藩應接書留

出役

小田村素太郎
坪井竹槌

丁卯六月廿五日於小郡驛肥後藩井口呈助小倉藩生駒主税三浦治右衛門
(公用諸控六月廿六日に作る)
 一同談判書留

生駒三浦云

此度肥後御藩急用にて歸國可被致之處貴藩御國情をも委敷被承度尤御
 出先に右御尋可申御役方も無之全體

皇國之御爲且は貴藩御爲にも可相成筋被存込候儀も有之前廉御移り合も不致直様同道御國立込候事に御座候

彼井口

拙者儀一昨丑十二月の滯京同地事状も大抵致承知尙近日四藩御上京

朝幕御評議之件共御咄可申何も開胸之御話に無之は御相方情實も通

兼候事に可相成云々因る五月廿三四日 朝幕御評議且は住之助公子御上京之事に及

我

弊藩四境外之途も塞り領外之事承り様も無之然るに近日

朝幕之御評議振共御話被下候との儀忝存候

彼

去月廿五日兵庫開港長防御寛大之兩條被仰出候御次第共御聞込に相成候哉右は早速御布告にも可相成處幕齟齬之趣も有之急に難被行哉に御座候新將軍思召には兩條被並行度旨に候得共薩論には御寛大之方を先

に被行開港布告は後に被廻候こそ順序も相立人心も安堵可致との議に被伺候薩論至當とも不被考全體偏固之國柄故議論も一統之公論には相背候様に御座候貴藩近比薩藩と別る御懇親之由當節之議別段深密被仰談候趣共有之哉開胸之御話故不顧失禮及御尋に候

我

如何様近來弊藩と懇親は相調候得共格別入組候相談に可預筈も無之儀御察被下度候

彼

薩藩此度建言之趣全貴藩御國論と同一體に候故公論は餘程御密合に不機秘之被仰談事も有之様致評判候

我

孰の藩にても一定之國論は有之殊に建言致候議は一定中より粹を拔候事に付輕々敷他藩の洩可申筈は無之況嫌疑深重之弊藩の密合抔之評判

存も不寄事に候尤馬關其外往來之便路彼藩を被罷越候者は追々有之國情無餘儀次第共及演説に依る國情も粗了解には可相成乍去建言之趣國論と一轍に出候は偶然之事と存候

彼

貴藩昨夏之御手際御幸運之御事に而爾來打續御領内平常に御引返しも無之公論は貴國兵力を以て

朝幕を被爲要押る寛大之御沙汰を御邀取被成候御心組に致評判候畢竟御自責肝要に而御父子様には兼る御謹慎之性邊と承り候間御自反之効を被爲顯候には

第一

朝幕の被爲抗候御姿を被爲止候儀肝要に存候

我

公論と申候も國情を一圓承知無之もの故御尤とも不相心得扱々領内

士民之心得には寡君父子自反自責孰も殘處に無之恭順謹慎も昨年迄三年懸り始終相渝り候事も無之候得は最早主人父子之誠意も通徹可仕筈と致悲憤候先御手前迄國情之次第可及御細談に候壬戌癸亥 兩公東西御周旋之事の甲子尾張督府下

舊迄之事委敷
話説に及ふ

彼

京師之暴舉紆御之道を被失候と申而十口は有之間敷候今日之御罪責御冤罪とも難被申候

我

京師之變父子不知事とは乍申恐入候心體の家老三人を嚴重に申付御詫申上官位御稱號被召揚候節は御達之下尖に御請仕其末昨年迄三年懸りも謹慎罷居候貴藩に而も國家老御取扱之輕重は御手當りも可有之壹人處置致候も不容易に而況して三人にも及候儀如何程之事に候哉今日迄之國情容易に御考被下候は近頃迷惑に存候畢竟去夏幕兵侵討以來之

事に付種々之評説を公論と計り被思入甲子尾張督府御下藝以上之事件
に御論及無之ものと存候

彼

御國論微細之處初承知仕候趣も不少候別段自分一箇之勘考を申演可
試候今般御寛大之議に就るは御隠退并に削地等御復舊に相成り又日數
を經候も御復位に到り候儀御順序と存候併貴藩兼る幕政之不信義を憤
懣之御國情に候得は順序を經る御復位と申議於士民方に御折合如何可
有之哉尤新將軍にも御自反は御心を被用候事故決る君侯方御復位に
就不信は有之間敷萬一も其邊御疑念も候得は乍不肖越中守を證人に爲
立可申候

我

弊藩頑固之士民故假令越中守様證人に被爲立候共折合申間敷候新將軍
家に於て決る御不信義も無之又越中守様迄御疑申上候筈は無之候得共

弊藩國情今日に到り候儀一朝一夕之事に無之且去夏御裁許之御達書は
主人許の通徹不申内に戦争と相成御達書も孰の滞り居候哉只今にても
右御裁許を御請仕候心得之者國中壹人も無之依之御復舊と被仰出候共
士民中御寛大とも不思候

右之通席上致應答候處彼の鄭重反覆及辨解「頭を前之紙同様に書く」に且云何分にも御熟考被
下度此度は差急熊本の引取候事に付自然御勘考振も有之候得は小倉
表迄御通被下候も宜趣次第熊本迄使節御差立候様にも仕度云々

我

折角京師近情をも御聞せ被下尙御勘考之筋も承り旁遠路態と御越之處
此儘御引取も不本意事に付暫時御滞りに候得は山口表迄引返し士民中
頭立候者居合にも御話之趣可申聞候

彼

國元之急用有之早打に小倉表迄へ罷下り候位故御決答を待候にも

不及候只今申演候勘考筋能々御熟考被成置度候

我

皇國之御爲且は弊藩之爲等御見込も有之態と御立込に候得は責おは士
民中頭立候者之了簡振り成りと御承知に御引取は如何哉御急之中故
達を御引留も不仕候

彼

一日位は出足見合可申候

此間に山口表引返し直様小郡罷越國論一定之處を以及決答に候

第二席

彼

天幕の先日御解兵之儀被仰出定を御承知と存候貴藩今以小倉地方には
御出兵に相成居候儀如何に候哉全く兵威を以
天幕の御抗に相成候公論十口も有之間敷候

我

此趣に就るは先日藝藩迄及演説に置候次第も有之弊藩に解兵不仕儀は
仔細有之事に候

彼

藝藩を御依頼は甚間違に是迄藝藩之處置貴藩之御爲に相成候儀は絶
る無御座他日御開運之上御上京共に候得は藝藩之薄情逐一御分り可被
成候細川家に有は藝藩と續柄も有之候得共貴藩の御不爲は及忠告に
候兎に角小倉地之御出兵早々御引揚げ被成候得は御恭順之實行も彌相
顯はれ列藩公論も從服可仕候兼々不信之幕政故貴藩之兵備を惰らせ急
襲之舉も難測抔士民方疑惑も難相釋候得は是又越中守并に同志之列藩
を申合せ御證據人に有も爲立可申候左様に有も小倉地御解兵不相成候
哉

我

越中守様を迄御疑申上候譯は無之候得共弊藩を追々差出候歎願之趣貫徹に幕府向御解兵に候得は國中一紵致安堵候左無之事故何時又々侵討之舉可有之も難測様考居國內一紵平日とは不相心得候右之人氣故小倉地石州地共解兵は不得仕候云々 談判終る

小松藩使者應接書

慶應三年九月

小松藩應接書留

(表紙)

應接出役

小田村素太郎

野村靖之助

丁卯三月十九日伊豫小松藩華岡含三郎飯塚龜五郎三田尻堀口迄罷越候に付松山藩應接濟直様素太郎靖之助致出會候處華岡含三郎實は花山院故大臣家厚卿長男元三位中將家理公之由先年有故落飾江州大津驛に寓居昨年十月同處被立除四國に渡海に相成此度御國を指候に西下被致候は京師之

御模様奸徒跋扈人望有之堂上方をは大抵謹慎幽囚を爲仕往候何祐目途も無之に付御國の依頼に有る事時幕府と一戦を快く致度云々飯塚申分にも國方小藩數にも不足候得共國論分裂同志之輩も幽囚に相苦み候爲體故斷然脱藩御厄害を相頼候譯に有罷出候云々

飯塚龜五郎儀は先年藩主之命を以三田尻尙賢閣罷越公卿方御守衛をも相勤候由

素太郎靖之助兩人答に昨夏戰爭以來嚴重四境相鎖し居況や寡君謹厚之性邊去臘之御大喪には殊更氣を被相痛候折柄私に王臣之御方々様を御留置は決る仕間敷候且私共見込候處に有も

關下御親近に御盡力出來候御方々遠路御流寓一兵卒之働を被爲成度との旨御下策共には無之哉已に御聞及にも相成候歟近日より宰府表御滞在之公卿方にも御歸洛薩州大隅守様土佐容堂公にも被仰合御上京に相決し候由に候得は五卿之御方々御復位御再職は必定と被察候左様相成候得は有

志之堂上様方御方も展候御機會も近日に可有御座此時に當り何分僻遠之弊藩の御沈淪は不可然御事と被存候何分當度御越之儀山口表に申聞せ候得は又々寡君苦心驚愕を増候筋に相成臣子情申越にも不忍事に有兩人見込之程を申上試候篤と御勘考被成下度候

右之通申演兩人共退去有無之返答を待候處翌日に到り早々小松表引取り度飛船壹艘仕向吳候様申來り即ち平賀木工申合其々運方致し酒飯等例之通及會釋に御目錄は華岡殿飯塚共同様五百疋宛被相贈華岡殿付添侍本庄信之允の三百疋被下候都合に取計廿五日夜中乗船廿六日出帆之事

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

津和野藩使者應接書

慶應三年九月

津和野藩來使應接書

龜井隱岐守様御使者

大目付役 山田簡司

御口上覺 手控無之

今般上國方御達之儀に就るは

御父子様御苦慮可被成之段被致推察候御上坂之儀御決定にも相成候御

事に候得は御人名旁承知仕罷歸候様被申付候尙時候御見廻旁目錄之通

被進之候

一晒葛 壹箱

一糟付鮎 壹箱

楳取家文書第二

一茶

御父子様煎茶兼而御好被成候由隠岐守被承知及候に付國製之分隠岐守手元より内々被進之候由

右

殿様に

一三箱 同斷

右

若殿様に

別 段

一先年隠岐守御同席に相成候節於京都に益田右衛門介殿に御兩敬御因み御取結被下度段申入置候時勢變動にも差移り有無御決答無御座候内今日迄に打過居候得共何卒右御因之儀御取結に被致度御様子内々承り歸り候様被申付相調候儀に候得は御取結使者又々差立可申との事

一當節流言には可有之候得共同藩之者於京師に會津藩旅宿に毎々罷越懇切に仕候様取沙汰致候者有之氣毒に存候決而御聞捨被成下度候事

一濱城殘卒弊領邊鄙之地には潜伏共不仕哉と御尋に預り素より右邊之儀は絶而無之候得共今般改而邊鄙之地迄にも詮儀申付尙又濱田家にも使者差遣萬一も右體之儀有之候而は濱田家より隣藩之事端を被醸候様相心得候段も屹度及挨拶に置候との事

一米之儀御相談仕置候處程能御聞濟被成下候段厚忝被存候此段をも御挨拶申付候との事

御答之覺手控無之

今般御達之儀に就而は父子苦慮之段御推察被成下遠路御使者忝存候御達通上坂申付度内決には候得共分家并に家老之内人撰も取極不申尙彌取極相濟候上は可及御知達に候以上

別段

一御兩敬御因み之儀は柏村數馬御請持仕候間同人可及御決答候事
右丁卯九月十日小田邨素太郎承之同十一日同人を以御答被仰出御家老
御用湊に付相對無之客館御普請中に付於山田本陣に貳汁五菜御料理被
下之御使番役内藤次郎左衛門中谷茂十郎出會進物才料は御目錄金百
疋被下之其外御使者御目錄如例

口上控

向暑之砌御座候處彌御堅固可被成御座珍重存候右時候御見舞委細以使者
申伸候

龜井隱岐守使者

山本圓左衛門

別段幕達寫

龜井隱岐守

長防御處置之儀に付別紙之通

御所より被仰出候尤御處置之品は猶改可被仰出候得共先此段相達候

五月

御所より被仰出候分

長防之儀昨年上京之諸藩當年上京之四藩等各寛大之所置可有 御沙汰言
上於大樹も寛大之所置言上有之 朝廷同様被 思召候間早々寛大所置可
被取計事

以上兩通京都六月二日立飛脚津和野到着に付時候御見廻便宜を以幕達
寫をも被差廻候との由幕達之儀は板倉伊賀守許に列藩留守居呼出相達
候様子 御使者六月十四日山口到着十六日於客館御料理御目錄如例被
差出候御相答素太郎を以被仰出御答書等は無之取繕申述候様杉孫七郎

より申傳候事

（Faint, mostly illegible text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

雜

一 田中軍太郎探索書

文久三年七月廿一日

山田大路陸奥不審之儀

探索仕候凡之控

- 一 當春獻毒之奸計を企候聞有之候高島式部と申婦人伊勢口遁居候節陸奥宅へ隠置候事顯然と證人も有之由伊勢住人檜林昌建申聞候付は共々悪計を回し候風聞有之候事
- 一 當春足利三代之木首致梟候有志之輩共を死罪に可行と専ら議論を立諸方申込候事有之由相聞候其後建白等も仕候儀も相聞候事
- 一 姊小路殿一件に關係致居候風聞も有之候事
- 一 幕府閣老當りへも致出入其外諸藩にも館入朝議を間諜致候由相聞候事

一別紙書面檜林昌建差出し外に陸奥姦惡多く有之由相咄し候依るは證人にも相立可申段申出候事

右は姊小路殿御大變に付奸賊探索中陸奥奸惡之聞有之候事諸藩有志之輩承り船越八左衛門加藤私共三人當處住居之者其外處々に探索に罷越し相尋候處段々奸惡と申聞に付尙又肥後藩住江甚兵衛にも談合其上にも同藩河上玄齋も同道にて罷越し種々聞探等も仕候處何分右之通り不審之儀有之候に付當五月廿八日河上玄齋船越八左衛門私同道に三條殿へ罷上粗別番書取を以申出仕候儀に御座候此段申上候以上

七月廿一日

藝州

田中軍太郎

附 本文檜林昌建事當時本多彌八郎相改め
松原通上ル木屋町に旅宿罷在候事

二 長州攘夷始末

元治元年六月頃

我日本は上古より義を重し

天子を尊ぶの國體なれば

天子一と度 勅を下たし玉ひし時は違背せず遂に其か爲めに身を殺し命を殞すとも辭せざるなり

今上の外國と和親開港を好まぬこと一朝一夕の故にあらず癸丑の年米利堅使節相州浦賀に來りし時已に之を拒絶せんとす然るに江戸政府京都へ伺ひ奉らす假りに條約を取結ひ開港談判を成し後日に至り奏聞し開港の

勅許を乞はんとす左れとも本より鎖港の

勅慮なれば江戸政府の請を許し玉はず因て政府の役人天子を欺罔し條約を結ひ開港に及ひしか是より人心不服を生し天下紛亂

の端を醸せり其極は御大老井伊掃部頭を櫻田に刺し殺し閣老安藤對馬守を坂下に狙撃するに至る長州家にて天下の事此に至るを憂ひ江戸政府へ上書せしに政府之を採納し長州へ京都の周旋を命したり乃ち長州侯は京都に上り幕府の罪を悔ひ過を改めんとするの意を奏聞ありければ天子即ち鎖港の旨を仰聞かされたり江戸政府之を拜承し以來急度叡慮を遵奉仕る可しとて此まで京都へ對し不届の取計ひを成せし役人の罪を糺し罰を明にし更に大樹公上洛をなし親しく天子に照對ありしに

天子は從來確定の旨を宸發せり大樹公并に閣老板倉防州水野泉州其外の役人

天子の旨を承け一橋公を江戸に還らしめ鎖港談判の取計を成さしむ而して京都より列藩へ五月十日を拒絶期限と決したる故十日よりは外國船と見受し時は仔細なく砲發に及ふ可しとの布告あり又江戸政府よりも同前

の趣を列藩へ書取にして通達あり此の事現に癸亥四月下旬に在長州にては初より官武の間に立ち

叡慮と幕意とを委曲に辨知せし故列藩の掃攘は兎も角もそれを願るに違なく拒絶期限よりは徑ちに砲撃に及ひし也之れに因て京都よりは期限を誤らす戦争に及ひしを賞褒の

勅諭を下し置かれ又別段

勅使をも差し下され軍勞を慰撫ありしに長州の人々彌感激致し家中は申すに及はす農工商賈婦人子女に至るまで

天子の旨を奉し外國人の衝に當らんと決心せり天下有志の人々義勇有る徒は長州の苦節精忠を感心し長州の擧に左袒せん事を欲す然る處江戸政府より程なく拒絶談判未決の沙汰あり是に於て天下の人心疑惑を生し幕令の信義立ざるを憤懣するに至外國の官員其詳細を知らざるに由り獨長州の擧を粗暴と思ひ仇怨となし長州へ軍艦を差し向けんと議する國も有

由を聞けり尤も間違と云可し長州は已に全國を擧げて
天子の爲に必死と覺悟せし上は何そ外國の軍艦を畏怯する事有んや但我
大日本は義を重んし
天子を尊ぶの國體なれば萬一長州は滅すとも長州の志を繼ぎ起る者有可
し然らば今日の勢長州はなきとも義勇の徒天下に散處せし故外國との戰
争は止まさらん究竟の時江戸政府と條約を結ひ和親に及ふも天下の人心
不服なれば永世長久の和親は保ち難からん長州獨戰爭を好に非す
叡慮は背く可からざるを以て此に至れり
天子亦妄りに長州を強て戰爭なさしむるに非す
叡聖深慈下民の困窮を恤ひ玉ひしより鎖港の
勅を布玉へる也癸丑の假條約此より今年まで十ヶ年餘を経しに國內日用
の物品いつとなく困乏を告げ糸綿油茶諸般の物價頗る貴踊に至れり外國
より交易物は來れとも其の利權は別に歸する所有れば周ねく小民の潤澤

を被むる可きにも非す國內の人民之か爲めに迷惑する者特に夥しきなり
是

天子憂恤し玉ひ鎖港の議ある所以蓋し外國諸蕃我と和親するは兩國の民
をして永世安全ならんことを要す可きに反つて人の家國を罷らし人民を
困しめて和親を結ふは定めて本意に非さん此に就て察識せば京都の鎖
港に決議せると長州にて砲發せし事疑を容さる可し

此分長崎滯留中外國人の示候者

三 會議所申談書

元治元年七月

此度御一新御恭順之儀被仰出候共御實効速に御兩國に透徹仕御家來中末
々に到迄感戴不仕は御誠意外向に難行届社稷之御大事にも至り
御代々様 御尊靈に被爲對候被仰分も無之萬々奉恐入候儀に御座候加
之朝敵之汚名不被爲消儀に付思召之段急速尊奉可仕儀臣民第一之急務に

亦御國中舉る奉體御誠意一和恭順に相成候上にも
天朝幕府及び列藩の御貫徹被爲在候御事に御座候其邊に付御周旋御辨解
等の儀は吉川様不假初御配意被爲在候儀に付不測之御深慮も可有之候得
共第一御内輪御實効急速相達し不申候は外向之御都合不相調儀必然之
御事に付其旨精々相心得真心感戴可仕儀に御座候外恭順内決戰或は恭順
國を亡し決戰義を尊ふと申儀も有之様承及候處内外一致は人事政道之大
本にも萬一決戰之志を抱き候は外恭順之志を顯し候とも畢竟詐謀に陥
り候儀にも天地鬼神本より偽を不容候得は響の聲に應ずる如く

天幕及列藩之御聞取千萬無覺束事御座候且今般追討之軍勢を差向候儀偏
に會姦薩賊之私怨に出候杯申儀も有之由に候得共元來當七月於京師對
禁闕致發砲奉驚 宸襟不畏 天威之罪難遁義に付明に従 御所被 仰出
候事にも其名則

天幕之命其實は則三十六諸侯之兵全く會薩二侯に關係仕譯には無之候然

處

王師問罪之正兵は素々神武不殺普天卒士は皆 王民に付玉石俱に焚之
聖訓照覽可被爲在御事に候得は一旦御差向に相成候共暴動亂入杯之儀は
有之間敷候假令御國內に

官兵攻入候とも聊も我より粗暴之所業不仕誠意恭順を專とし是非曲直明
白に辨解仕人々守衛之志内に厚く忠義之心外に顯れ候は衆心之合一す
る所にして二州之正氣凜然相立天地も是か爲に動き鬼神も是か爲に感し
天人一致之成功申に不及事に御座候若又決戰之論被行候は二州不和之
兵を以て數十州の官軍に向ひ曲直強弱固より勝算も無之且朝敵之汚名千
載に残り候段臣民たる者實奉浴 洪恩候國報之萬一を得可申哉彼是以姦
を除き御一新之御目途相立武を偃せ御恭順之御實効相顯候上上條判然
天幕及列藩の御辨解有之候得は社稷之御全保は元々にも多年被爲 思召
立候正義 尊攘之御國是御忠孝御兩全之御誠意内外に通達可仕段は必然

之儀と衆心一同泣血懇願之到御座候事

右は元治元甲子七月京師變動以後御國追討の布令あり時に御家來中嘯聚にて吉川公を推し此まで政府の粗暴を數讓し役人を一變し御國論を立換へんとて日々清光寺へ集り多人數を要し公上に迫り奉り有志を排斥せしめ諸隊を解かしめんとす此文即ち清光寺集會の申談しなり文面は平田新右衛門小倉尙藏などか筆削に出つると云

四 堂上五箇所への投文

元治元年七月

甲子七月十七日京都出八月四日著

堂上方御館五ヶ所の投文

會賊之姦曲邪謀天下之知る所に付一々不及縷述に候處差向大事件は此度長州士尊攘之大議相立候様爲歎願致上國候處會賊等

尊攘之大議を拒み恐多も

鳳輦を奉移て己を免れんと大逆之姦謀を相巧み去六月廿八日夜佐久間修理を以伏見に致出張居候彦根藩之者に内密申含候次第は

主上御開に相成候節は湖上被遊御渡候船之有之哉と相談候處彦根より之答に當時大津表に舟數些少に候得共彦根に申越候は、早速御手當可被致と申直に即夜急飛脚を以彦根表に申越窺時機候事慥成蹤跡有之且又己之姦曲を包み覆ひ正義を害せんかため隠謀を以

天朝に迫り奉り無勿體も如當春

宸翰を偽作し自分恣に忠誠之名を盗み滿朝之公卿を愚弄籠絡し

朝威を輕侮蔑如し兵威を以

天朝に迫り奉り十餘年來之

叡慮を矯尊攘之大典を廢し外は夷狄を驕慢せしめ内は正義之人を害し或は

なり余幼時
好で將暮な
弄ぶ今日始
て發明する
所如此
○此上は窮
巖反て猫を
かむの恐れ
あるべし
○腐算の結
局

○廟算大規
模一功業の
發端

勝敗を争ふべからず、小功利を貪るべからず、又緩急其機を不可失、下たる者は、廟堂の指麾に任せて己れが天分を守り、此期に至り、一分の正義に誇り、官長を凌ぎ、紀綱を敗り、私意自由を逞ふするに於ては、等を踰て、長上を凌ぎ、耆宿を侮る等の事、尤戒慎すべし、上たる者は、虚懐慎密にして、神聖の大典を開き、霸王の大功業をなし、神威を海外に及し、皇化を四表に布かん事を、要務の急とすべし、

右之實功下手初頭の第一策

一右の實功を論するに、太極陳法、車懸りの軍略は、渾沌として、藝阿因備雲薩等を合併して、一尾二公の幕職を滾化し、海内大同の公論國是を定むるにあり、一公の幕職、烈公の餘澤なきに非ずして、天運循環、自然に帝意一橋に歸し玉は、是亦、神天の所爲す、人力にあらず、必私智を逞ふし、異議を起して紛亂すべからず、二公萬一不肖にして、扶くべからずんば、諸大藩合して、是を除く事何の難き事か之有ん、然而右の實功妙用の活機は、必其人に存す、筆紙端の盡す所にあらず、丙寅八月十六日

一至數幕府之罪格幕府之非以致天下之觀則將待他日之機會而公論清議有所歸者矣亦非今日之所及也今日屑々として他人と抵抗力をなすは、大英雄所爲のにあらず

一薩論總て迂僻に近し只一意に尊

王を主とし因備阿藝等を糾合して 天朝を守護し奉り 京師を鎮撫し 萬一幕府此後逆も狂暴の勢に募り候は、立處に彦城を突き屠り盡して 彦兵會賊の根據を掃蕩して 三條公已下の公卿を御歸京あらしめ 玉座を進めて其人を得て是を扶け奉り 天朝を守護して 神州を維持し外夷を制馭すべし是薩國の任すべき大功業也是を外にして萬一 京師にて事を生し 蟄穀の下 禁闕の側らにて應永承久の亂を起し變を醸さば萬世 神州の大罪人 天朝の亂臣たる事を不免

右其任する所其人とは智辨才力德行道藝仁勇兼備時勢事情に練達 諳熟するに非んば其任にあらず迂腐疎薄の人物夢にだも及ぶ所にあらず

呈

耕堂先生座下

寶永六年東山天皇崩御皇太子即位あり是を中御門天皇と申時に近衛家家
烈公院後に申攝政し給ひしか公素より漢土典故の學に長し殊に唐六典を
厚く心掛給ひ公の家彫刻の六典あり其内作字不正と申事にならひて我朝にて
も當天皇より已前御三代迄の天子御諱一字を一畫一欠且臣下たらんもの
我名にも用捨致す事を議論有し由なれ共其後櫻町天皇桃園天皇後櫻町天
皇と御三代の間絶る其證見へさりしか近き比の後桃園天皇の英仁光格天
皇の兼仁仁孝天皇の惠仁今上天皇の統仁と此御四代を始めとして彫刻せ
し書籍などにも御諱一字を一畫欠我名にも用捨致す様に成しは全く家烈
公の議論當時に行はれずして仁孝天皇の比より誰か再議せし人ありてケ
様には成しと愚は思ひ侍る也扱近代は諸書に平出闕字などの別ちなく君

子長者の著し書にも残らず是を誤りて平出すべきを闕字になし闕字にな
すべきを闕字になさず甚しきは唐様に學ひ一字平出より上へ拔出しせし
は國體も内外も知らざるものゝ業にて不比等などの諸公をして是を見せ
しめは歎息は猶更なり併し古とても上へ上る文と公けに行ふ文との別ち
ありて上へ上る文は平出闕字の別ちありて公けに行ふ文は其別ちせざり
しものにて日本書紀などは一應上られけれども後世に翻布せし時は其わ
かちなかりしか續日本紀に至ては平出闕字すへきも残らず同じ様に闕字
になして翻布せしは心得難き事なれ共日本書紀の古き板にても八行十八
字にて續紀も同じ行字なれば定て擬彫とは考へられしか未だ續紀にて古
寫本など見ざりしゆへ此事定かに知れ難し兎に角今日に生れ國體に志の
あるものは殊更是等の事を學ばずしては先聖の明教湮滅に至るへきなり
愚は常に是を歎きて公式令義解の文抜粹して座右に置けるなり

皇祖 謂不及會高也

皇祖妣

皇考 謂妣考者生死之通稱即皇祖以下皇妣以上不限存亡皆合平出

皇妣

先帝

天子

天皇

皇帝

陛下

至尊

太上天皇

天皇諡

太皇太后

太皇太妃太皇太夫人同

皇太后

皇太妃皇太夫人同

皇后

右皆平出 謂平頭抄出即據當時天子及國忌可廢務者其下條闕字亦准此

大社

陵號

乘輿

車駕

詔書

勅旨

明詔

聖化

天恩

慈旨

中宮

御謂斥至尊

謂一人也三后亦准此凡明神御宇如此之類非是斥說一人

故不可復平闕其闕字之號若當行上不可闕之猶須平出

闕庭

朝廷

東宮

皇太子

殿下

右如此之類並闕字

凡汎說古事言及平闕之名非指說者皆不平出

謂汎者博也假令上書云凡人君者說父天

母地故曰天子此非指言其君緣博說人

君之體自然及平闕之名即如此之類皆不可平闕依上條以

國忌可廢務者為限但此雖國忌以外而應指說者亦為平闕

楫取素彦年譜

文政十二年己丑

三月十五日 萩に生る

三月十五日 安戸磯生る

文政十三年十二月十日改元

天保元年庚寅

八月四日 吉田松陰生る

天保二年辛卯

八月二十日 實兄松島虎太郎瑞益家督

天保三年壬辰

正月八日 弟百合熊後ち小倉乾作また松田謙三生る

一 歳

二 歳

三 歳

四 歳

正月廿六日 實父松島瑞蟠病歿す年三十八寛政七年正月九日生

天保四年癸巳 五歳

六月廿六日 木戸孝九生る

十二月 廣深眞臣生る

天保五年甲午 六歳

三月 前原一誠生る

天保六年乙未 七歳

正月 杉孫七郎生る

十一月廿八日 井上馨生る

天保七年丙申 八歳

五月十四日 藩主毛利齊熙逝去五十四 法隆清徳院

六月十二日 萩城下洪水其居宅同しく災に罹る

九月八日 藩主毛利齊元逝去年四十三 法隆邦憲院

十二月廿九日 藩主毛利齊廣逝去年二十三 法隆崇文院

天保八年丁酉 九歳

二月八日 三條實美生る

四月廿七日 藩主毛利敬親封を襲く

天保九年戊戌 十歳

閏四月廿二日 山縣有朋生る

十月一日 兄虎太郎改名して瑞益と稱す

天保十年己亥 十一歳

八月二十日 高杉晋作生る

八月 諸士に令して家乗古文書を史局に納れしむ、又沿海樞要の地に哨堡を建設して戍兵を増置す

天保十一年庚子 十二歳

三月 藩政改革の令を布く

六月十五日 儒家小田村吉平の養嗣子と爲る

八月十五日 文學興隆の旨を令す

天保十一年辛丑

十三歳

九月廿七日 村田清風講武の建白書を提出す
是 歳 久阪玄瑞生る

六月 文武師家並に諸生の他國修業を許す

九月二日 伊藤博文生る

十二月十一日 江戸櫻田邸内に有備館を創建す

是 歳 高島秋帆幕命を以て徳丸原に砲術訓練を行ふ、長藩人を遣り、其技を觀せしむ

天保十三年壬寅

十四歳

正月 各郡に命して風土記を編輯せしむ

六月 萩城の望火樓を五箇所に増設す

八月 野村靖生る

是 歳 藩内の淫祠を廢す

天保十四年癸卯

十五歳

四月朔日 大に兵を羽加臺に閱す

閏九月 品川彌二郎生る

是 歳 江戸鶴歩の藩邸に大倉庫を設け、穀數千石を貯ふ

天保十五年十二月二日改元

十六歳

弘化元年甲辰

九月 藩燾明倫館に入學す

十月九日 山田顯義生る

十一月 賑恤令を發して諸臣の負債を賜償し、窮民を救ひ、各米を賜ふ

是 歳 砲臺を阿武・大津・豊浦三郡海岸に築く

弘化二年乙巳

十七歳

五月廿四日 藩主海防策を幕府に呈す

弘化三年丙午

十八歳

四月廿三日 幕府長藩主の治績を褒賞す

十二月九日 明倫館を城郭外に改造せんことを令し始て工役を興す

弘化四年丁未

十九歳

六月二日 養父小田村吉平歿す年五十七

九月 家督

十月 司典助役兼助講に擧げらる

十一月廿八日 桂太郎生る

弘化五年二月廿八日改元

嘉永元年戊申 二十歳

三月 城番初番入

十一月八日 坪井信道歿す年五十六

嘉永二年己酉 二十一歳

正月廿六日 明倫館再興新築成る

二月 明倫館再興落成講師見習役となる

八月 藩内に種痘を施す

十一月十一日 乃木希典生る

嘉永三年庚戌 二十二歳

三月 大番役を以て江戸に至る

六月七日 防長兩國洪水

六月廿九日 醫學所濟生館を萩の南園に建設して好生館と改稱す

十月十日 萩城及び沿海の守備兵を定め兵器を備ふ

十月晦日 高野長英歿す年四十七

嘉永四年辛亥 二十三歳

麻布番手直詰

五月十六日 實母野村氏歿す年六十

嘉永五年壬子 二十四歳

麻布番手直詰

正月 實母野村氏の行狀を作る題して先妣清涼君行狀と曰ふ

閏二月廿五日 兒玉源太郎生る

楳取家文書第二

五月廿八日

養母横山氏歿す

嘉永六年癸丑

二十五歳

四月

歸藩して再び明倫館新館に入る

去る戌年より當春まで江戸詰中、佐藤一齋・安積良齋塾にて文學修業

江戸の藩邸なる有備館稽古掛を勤む

明倫館版、四書素讀本上木幕府向伺昌平改等周旋を命せらる

六月

藩兵を出して武州大森海岸を警備す

嘉永七年十一月廿七日改元

安政元年甲寅

二十六歳

三月

山縣半藏藩命を受け、幕使に従て蝦夷地を巡視す

三月十五日

幕命に依り、長藩兵を出して相州海岸の地を警備す

三月廿七日

吉田松陰、金子重輔と俱に米艦に投し、事成らずして逮捕獄に下さる

八月廿五日

長男篤太郎後ち臣太郎 萩に生る

十月廿二日

實兄松島瑞益剛藏藩命を以て長崎に至り、西洋銃陣直傳習を學ぶ

安政二年乙卯

二十七歳

四月

歸國して明倫館に入り、舎長書記兼帶にて講師見習を再勤す

五月廿六日

村田清風歿す年七十三

十月二日

江戸大地震、櫻田の藩邸潰壊し、藩人死傷尠からず

十二月廿二日

萩城姥倉開渠竣工す

安政三年丙辰

二十八歳

二月

相州宮田陣屋番手

二月十六日

萩城小畑に於て洋式巨艦を造る、丙辰丸と曰ふ

三月廿四日

同講武所を設く

安政四年丁巳

二十九歳

四月

國に歸り明倫館都講役助講兼勤講師見習の名目廢止にて助講に復す

五月

明倫館用所に於て賞賜を受く

六月

講師本役

七月

小學教諭役兼勤

安政五年戊午

三十歳

五月十一日

妙圓寺月性寂す

五月廿七日

次男久米次郎明萩に生る

六月廿一日

幕府長藩の相州衛戍を罷め、更に攝海兵庫の警衛を命す

八月五日

密勅を長藩に下す、甲谷兵庫命を奉して國に捧げ還る

十一月

明倫館助教

都講座用務取計を命せらる

十一月廿一日

藩重臣毛利出雲を江戸に差遣し、公武一和論を策す

十二月

諸郡に命して各地に學校を増築し、大に文學武術を奨勵す

安政六年己未

三十一歳

二月

毛利家三公記録編輯内用仰付けられ、密用方に日勤す

九月

明倫館仕法替都講座用務取計を除かれ、助教役より經學其外五科總督にて三田尻越氏塾へ差出さる、同塾所替猶文學は勿論諸稽古引立方心配すへき様命せられ、彼地從來水路不和の處をも渾和に至るへく盡力せり

十月廿七日

吉田松陰江戸獄中に刑死す

十二月

手廻組に加へられ側儒役となる、但し新御殿へも出勤

安政七年三月十八日改元

萬延元年庚申

三十二歳

正月十九日

北條源藏幕使に隨ひ、米國を巡遊す

二月

山口講習堂文學用掛を命せられ、三田尻越氏塾と掛持にて勤む

四月七日

萩城小畑に軍艦成る、庚申丸と名く

萬延二年二月十九日改元

文久元年辛酉

三十三歳

二月五日

海軍局を三田尻に置く、松島剛藏之が長たり

二月十日

桂右衛門・山尾庸造、藩命を受け、幕艦に搭して北方露領を巡視す

三月

長井雅樂、藩命を以て京師に至り、後江戸に往き大に公武周旋のことに勉む、その建策する所航海遠略を論するにあり

九月十六日

藩主東行の駕に従ひ、萩を發す

十二月八日

藩主幕府に呈書して、尊王の國是を定めんことを陳ふ

十二月十九日

杉徳輔幕使に従て江戸を發し、歐洲諸國を巡遊す

文久二年壬戌

三十四歳

六月二日

藩主江戸を發し上京に付扈從す

八月朔日

久阪玄瑞、廻瀾條義を草す

八月二日

藩主上書して外交拒絶及び將軍上洛に就き痛論す

八月三日

藩世子京都を發して江戸に赴き、勅使を輔けて勅旨を宣布す

八月廿九日

來原良藏自刃す

閏八月廿七日

藩主上書して攘夷實行の旨を陳ふ

閏八月廿八日

久阪玄瑞、解腕癡言を草す

十月二十日

内用のため京都を發し長府岩岡に至る

十一月十三日

高杉晋作等横濱の外人を襲撃せんことを企つ

十二月十四日

高杉晋作等品川御殿山の夷館を焼く

十二月十六日

京都に歸着復命す、その勞を賞し小袴を賜ふ

文久三年癸亥

三十五歳

正月九日

高杉晋作等相謀り、吉田松陰其の他の遺骨を小塚原より若林に移す

正月廿三日

藩主京都發駕に付之に扈從す、途中より先案内として岩國に立寄る

二月

藩主の駕に扈して萩に歸る

二月六日

長井雅樂居腹を命ぜらる

二月

藩世子加茂並に石清水の行幸の議を上る

四月

主命を以て岩國に至り、上京す

四月十六日

藩主居所を山口に移す

四月廿一日

朝廷五月十日を以て攘夷期限と爲すの勅令を發す

五月十日

藩戌兵馬關に於て米艦を撃つ

五月十二日

藩許を得て伊藤博文・井上馨等英國遊學の途に就く

五月廿一日

堺町門の警衛を長藩に命ぜらる

五月廿三日

藩戌兵馬關に於て佛艦を撃つ

五月廿六日

同しく蘭艦を撃つ

六月朔日

同しく米艦と戦ふ

六月五日

同しく佛艦と戦ふ

六月十五日

長藩の攘夷實行を褒する爲、正親町公董勅旨を奉じて長門に下る

七月

勅使出迎並に接待諸事を命ぜらる

七月

高杉晋作奇兵隊を創設す

八月十三日

大和行幸仰出され藩主上京の命あり、注進の爲早打歸國

八月十八日

朝議俄に變し、長藩堺町門の警衛を罷む

八月十九日

三條實美以下七卿西下して長藩毛利氏に倚る

八月廿七日

宮城彦助切腹す

九月

側儒役より轉し、奏者格を以て内用掛に補す

九月八日

藩主の直書を携へて藝州に使す、この時藩主手つから金

を賜ふ

十二月十一日

長藩陳情書及び奉勅始末を上る

十二月

小納戸役に轉勤す

小納戸役現勤差除かれ書物掛に出勤す

文久四年二月二十日改元

元治元年甲子

三十六歳

正月五日

公用にて長崎に向け出發し、三月三日歸國す

三月十一日

開役拜命にて再び長崎に向ひ山口を出發す、詳に形勢を探索し銃砲購入に従事す、此の時藩主より吉岡紋服を賜ふ

四月廿五日

錦小路頼徳、馬關に卒去す

六月五日

京都三條池田家事變

六月七日

米艦大津郡黃波浦に来る、砲撃して之を却く

七月十九日

京都蛤御門變動來島又兵衛・眞木和泉・久阪義助入江九一・寺島忠三郎等殉亡す

七月廿三日

幕府征長の令を發す

八月五日

英佛米蘭聯合艦隊馬關を襲ふ

八月六日

長崎を發し同十日歸國す

九月

豫州宇和島へ藩使として遣はさる

九月十七日

公命に依り素太郎と改名す

九月廿六日

麻田公輔周布政之助自盡す

十月

小納戸役并に書物掛を退役す

十一月二日

親類預けの沙汰を受く、京師變動以來有志疑獄の嫌疑に因る

十一月十二日

益田右衛門介・福原越後・國司信濃割腹

十一月十五日

中山忠光害に遭ふ

十二月十五日

高杉晋作馬關新地の役所を襲ふ

十二月十九日

同志と俱に野山獄に入る

十二月十九日

前田孫右衛門以下七士斬刑

十二月廿五日

清水清太郎割腹

元治二年四月七日改元

慶應元年乙丑

三十七歳

正月四日

征長の師を解く

正月六日

内訌戦起り、二月十五日平定す

二月七日

毛利興丸生る

二月十一日

香川半助・櫻井三木三・冷泉五郎権現に於て恭順派壯士のために暗殺せられ、江木清次郎重傷を負ふ

二月十五日

野山獄を出つ

五月十四日

山口を出發し、三條以下五卿への内使として太宰府に赴く、坂本龍馬・中岡慎太郎と會し薩長聯合を策す

六月二日

山口を發し徳山に赴く、内訌鎮定のためなり

七月十二日

山口を發し岡山藩へ内使者として赴く

閏五月廿八日、廿九日 恭順派首魁棕梨藤太以下を獄に下す、翌日棕梨を斬刑し其の

他處刑各差あり

八月二日

山口出發廣島藩に赴く、支藩登阪の幕命謝絶を藝藩に依頼のためなり

八月四日

家業を免せらる

十月三日

小姓役筆頭役人通仕成仰渡さる

十月十一日

山口出發藝州に向ふ、井原主計・宍戸備後助重命を以て藝州に遣はさるゝに付附添を命せらる

十一月三日

幕軍征長の部署を定む

十一月七日

幕府大目付永井尙志等長使宍戸備後助を審問す

十一月八日

使命中伺として藝州より山口に歸る

十一月十七日

山口出發藝州に赴く、藝州用向急なるを以て備前・因州・阿州の使命を辭せり

慶應二年丙寅

三十八歳

二月朔日

長藩諸隊に令して防戦の備を爲さしむ

四月十八日

滯藝中記録所格仕成仰渡さる

五月九日

宍戸備後助と俱に廣島に拘囚せらる

六月七日

幕兵松山兵と俱に大島郡を襲ふ

六月十四日

藩兵幕軍を藝州口に破る

六月十六日

藩兵石州口の幕軍を破る

六月十七日

藩兵小倉口に進撃す

六月廿五日

宍戸備後助と俱に拘囚を釋かる

六月廿五日

藝州出發歸國

七月二十日

將軍徳川家茂大阪城に薨逝す

七月二十日

高森出張八月二日より藝州滯陣九日止戦應接を了し引揚ぐ

八月

龜屋川口止戦應接として出張す

八月

勝安芳將軍の旨を受けて藝州に来る、九月嚴島大願寺に廣深兵助其の他と會議す

十一月十五日

木戸孝允等鹿兒島に至る

十一月廿四日

塩間鉄造と變名し太宰府に使用して三條等五卿を候す

十二月七日

他藩應接掛仰付けられ直目付役の用務を命せらる

十二月廿五日

孝明天皇崩御

十二月廿七日

豊前地鎮撫として馬關に差遣さる

十二月廿九日

英國水師提督修交のため艦隊を率ゐて三田尻に来る

慶應三年丁丑

三十九歳

二月十日

豊前小倉藩へ使者として山口を發す

四月十四日

高杉晋作馬關に歿す年二十九

六月

藩世子の書物掛を命す

九月十八日

遊撃隊副總督を命せられ高森に出張す

九月廿一日

遊撃隊副總督を除かれ毛利内匠大阪行隨行の命を受く

九月廿五日

奥番頭に轉し二十六日山口を出發す

九月廿五日

榊取素彦と改名仰付らる

十月十四日

討幕の勅書を毛利氏に賜ふ

十月十四日

將軍徳川慶喜政權返上の書を上る

十一月六日

また太宰府に五卿を訪ひ出兵上京の事を報す

十一月十九日 藩兵徳山岩國諸兵と俱に大阪に向ふ

十一月廿五日 諸隊參謀として三田尻を出帆し、二十九日西ノ宮に着陣す

十二月九日 諸兵を率ゐて入京す、この日藩主父子並に支藩主いつれも復位入京の沙汰あり

十二月九日 三條等五卿に復位入京を許す

十二月十一日 長藩兵九門警衛を命ぜらる

十二月十三日 長藩兵改めて蛤門戍衛の命を受く

慶應四年九月八日改元

明治元年戊辰

四十歳

正月三日

伏見鳥羽に於て賊兵討伐に當り、禁中に勤務し諸方面の駆引を命ぜらる

正月九日

參與職制度事務掛を命ぜらる

正月九日

藩兵大阪城に入る

正月十日

徴士參與職仰付けらる

正月十一日

朝廷長藩に兵庫港警備を命す

正月十九日

藩主より新政改革に付五箇條を上疏す

正月二十日

制度事務局判事仰付けらる

二月二十日

願に依り徴士參與職制度事務判事を免せらる

三月廿四日

歸國

四月

鷹司淳丸壬生胤丸山口滯留中修業用掛を命せらる

閏四月廿一日

京都留守居轉役滯京中用所役を兼ね

六月八日

奥番頭現勤仰付けらる

十月五日

藩主の駕に隨て國に歸る

明治二年己巳

四十一歳

正月廿三日

藩主上表して封土奉還のことを請ふ

二月 勅使萬里小路右中辨山口下向に付引請用掛仰付けらる

二月 藩主上京に付隨行す

三月十日 藩主歸國の扈從を除かれ、當分應司前右大臣の附隨を命

せらる

四月十一日 藩主遷都郡縣の意見を建議す

五月十七日 應司殿御留守居長官に付、その用件を以て東京へ差越さ

れ、用済の節太政官に於て金百兩賞賜せらる

十一月五日 大村益次郎歿す年四十六

十二月朔日 山口藩脱隊兵鎮撫の爲鯖山に差遣せらる

十二月十四日 根役より三田尻管掌兼掌仰付けらる

明治三年庚午

四十二歳

正月、二月に涉り脱隊兵亂起る

二月 根役より權大參事を兼掌す

二月二十七日 勅使徳大寺實則山口下向に付接待掛を命せらる

三月八日 脱隊變動に依り藩政府員辭職に付亦辭して山口を去る

三月廿八日 更に三田尻管掌を命せらる

七月十日 廣澤眞臣上書して民部大藏二省の改革を陳す

九月八日 天皇越中島に於て閱兵あり、偶々暴風雨起るこの時大典醫青木研藏

難に遭て死す

十一月廿五日 岩倉具視勅旨を奉して鹿兒島・山口二藩に使す、木戸孝允・大久保利通

之に隨行す

明治四年辛未

四十三歳

正月七日 勅使岩倉具視山口下向に付引請掛を命せらる

正月九日 廣澤眞臣難に遭ふ

三月廿八日 毛利敬親薨去年五十三

四月廿八日 勅使堀河侍従山口下向に付引請掛を命せらる

明治五年壬申

四十四歳

二月三日

足柄縣七等出仕仰付けらる

八月九日

任足柄縣參事

十一月十日

叙從六位

明治六年癸酉

四十五歲

五月五日

夜皇居炎上に付、赤坂離宮に出仕し天機を伺候す

八月

此頃屢辭表を提出せるも聽許せられず

八月

天皇皇后箱根宮ノ下に行幸啓あり、奉仕尤も勤む、應制の詩歌を作る

明治七年甲戌

四十六歲

七月十九日

任熊谷縣權令

七月二十日

舊官事務引繼のため足柄縣へ出張仰付けらる

十一月五日

叙正六位

十二月

赤川又太郎授す年四十七

明治八年乙亥

四十七歲

三月十二日

毛利元純薨す年四十三

六月二十日

地方官會議を開かる、會議に出席す

明治九年丙子

四十八歲

四月四日

任熊谷縣令

五月廿三日

叙從五位

八月廿一日

熊谷縣を改め群馬縣と稱す、仍て群馬縣令に任す

十月廿八日

萩暴徒亂を作す

十一月六日

玉木文之進自刃す年六十七

明治十年丁丑

四十九歲

四月廿三日

孫榛太郎、東京平河町に生る

五月廿六日

木戸孝允薨す年四十五

十月十一日

乃木十郎希次歿す年七十五

明治十一年戊寅

五十歲

六月十九日 孫榛太郎天す享年二

明治十二年己卯

五十一歳

七月廿二日 孫三郎平河町の邸に生る

明治十三年庚辰

五十二歳

二月十二日 道明を嗣子となす

二月廿九日

近藤芳樹歿す年八十

八月三日

多年奉職勉勵に付自今月俸五拾圓を増給せらる

明治十四年辛巳

五十三歳

正月三十日 夫人壽子歿す年四十三

八月六日

地租改正事務勉勵に付白縮緬三匹賞賜せらる

八月十日

孫四郎平河町の邸に生る

明治十五年壬午

五十四歳

三月十五日 白根多助歿す年六十四

八月廿六日

内務卿へ提出すへき職役辭表を草す、右屢提出せるも聞

届けられす

十月廿三日

孫四郎早世す享年二

十二月七日

叙勳四等賜旭日小綬章

明治十六年癸未

五十五歳

五月三日

夫人美和子入嫁す

六月廿六日

勅任に進められ、自今月俸五拾圓を増給せらる

七月十五日

叙正五位

九月廿三日

孫女刀美子平河町の邸に生る

明治十七年甲申

五十六歳

七月三十日

任元老院議官

七月三十日

年俸參千五百圓下賜

八月五日

群馬縣令在職中の事務引繼として同縣へ出張す

八月十七日 事務引繼を了りて歸京す
八月三十日 叙従四位

明治十八年乙酉

五十七歳

正月十八日 國貞廉平歿す年四十五
三月二日 議官官等を定められ、二等官に相當し月俸參百五拾圓下賜

四月七日

叙勳三等賜旭日中綬章

明治十九年丙戌

五十八歳

正月十五日 高等法院陪席裁判官仰付けらる
三月廿九日 元老院議官官等年俸改正せらる
三月三十日 叙勅任官一等
七月九日 孫公弼平河町の邸に生る
十月二十日 叙従三位

明治二十年丁亥

五十九歳

四月三日 大津唯雪歿す年六十三
五月廿四日 勳功に依り華族に列し男爵を授けらる
六月一日 華族に列せられたるに付家門保續のため金壹萬圓下賜
六月十五日 東京府貫屬仰付けらる

明治二十一年戊子

六十歳

正月五日 孫女治子平河町の邸に生る
正月廿四日 難波軍庵歿す年七十八

明治二十二年己丑

六十一歳

明治二十三年庚寅

六十二歳

七月十六日 貴族院議員に當選す
七月二十日 元老院廢止せらる
七月二十日 錦鷄間祇候仰付けらる

十月十六日 秋良貞温歿す年八十

十月廿一日 在職中格別勉勵に付その賞として金千圓下賜

明治二十四年辛卯 六十三歳

正月十四日 實弟松田謙三歿す年六十一

明治二十五年壬辰 六十四歳

十一月十一日 山田顯義歿す年四十九

明治二十六年癸巳 六十五歳

四月十五日 山口縣へ貫屬換聞届けらる

五月 野村望東尼の墳墓を築き碑文を作る

十一月廿日 孫倉之丞山口縣萩に生る 六十六歳

明治二十七年甲午 六十六歳

五月廿一日 叙正三位

明治二十八年乙未 六十七歳

五月十六日 廣島大本營に天機を奉伺す

明治二十九年丙申 六十八歳

正月一日 嗣子道明臺灣に於て難に遭ひ卒す

十二月廿三日 毛利元徳歿去年五十八

明治三十年丁酉 六十九歳

七月十五日 重ねて貴族院議員に當選す

八月廿三日 皇女降誕御用掛仰付けらる

十月一日 貞宮御養育主任仰付けらる

明治三十一年戊戌 七十歳

五月十二日 任宮中顧問官

明治三十二年己亥 七十一歳

正月 七十歳祝賀として御紋付御盃壹個酒肴料とも下賜

正月十一日 多喜子内親王薨去

正月十二日 故多喜子内親王葬祭に付、喪主仰付けらる

三月三日 多喜子内親王御在世中より薨去迄盡力に對し、兩陛下よ

り花瓶壹對並に金五千圓下賜

明治三十三年庚子 七十二歳

二月廿六日 子爵品川彌二郎薨す年五十八

明治三十四年辛丑 七十三歳

六月廿七日 叙勳二等授瑞寶章

九月廿九日 安戸磯薨す年七十三

明治三十五年壬寅 七十四歳

明治三十六年癸卯 七十五歳

明治三十七年甲辰 七十六歳

七月十四日 重て貴族院議員に當選す

明治三十八年乙巳 七十七歳

五月三十日 叙從二位

明治三十九年丙午 七十八歳

四月一日 明治三十七八年事件の功に依り旭日重光章を授けらる

明治四十年丁未 七十九歳

八月廿八日 曾孫若松、長野縣松本に生る

明治四十一年戊申 八十歳

正月三十一日 八十歳に達する祝賀として御紋章盃壹組酒肴料二十五

圓下賜

四月廿五日 毛利元敏薨す年六十

明治四十二年己酉 八十一歳

十月廿六日 伊藤博文薨す年六十九

明治四十三年庚戌 八十二歳

四月十五日 老年に付宮中杖を許さる

八月十五日 松原貴速歿す年八十

十二月十一日 杉民治歿す年八十三

明治四十四年辛亥

八十三歳

二月三日 島地黙雷寂す年七十四

明治四十五年七三十日改元

大正元年壬子

八十四歳

正月三日 曾孫女竹子、大分縣大分に生る

六月十七日 病氣の趣上聞に達し、兩陛下より御菓子を賜ふ

八月十五日 特旨を以て正二位に叙す

八月十五日 叙勳一等授瑞寶章

八月十五日 薨去、實は十四日、年八十四

八月十七日 兩陛下より祭棗金千五百圓、皇太皇宮より同五百圓を賜ふ

八月廿一日 葬儀に付勅使として山口縣知事を三田尻の本邸に遣は

され、思召を以て白絹二匹を賜ふ

八月廿一日 葬儀を執行し桑山墓地に埋葬す

大正十一年... 昭和六年十月廿五日發行

昭和六年十月二十日印刷
昭和六年十月廿五日發行

楳取家文書第二
非賣品

不許
複製

編輯者 東京府豐多摩郡杉並町大字高圓寺
四百十八番地 大塚武松
發行者 東京市四谷區新堀江町三番地
日本史籍協會代表者 早川良吉
印刷者 東京市京橋區新湊町五丁目一番地
高橋赤次郎
發行所 東京市四谷區新堀江町三番地
日本史籍協會
電話四谷三二八七番
振替東京三九四五番

64
258

終